

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 Q & A

項番	質問事項	回答	備考
1	本運用基準の対象外となる工事とは、どのような工事か？	対象外となる工事は、運用基準P.1の「1.対象工事」に該当しない工事となります。	
2	仮設宿舍建設費等は実績変更の対象となるか？	仮設宿舍建設費は、対象となりません。 【実績変更対象費】 ・営繕費(借上費、宿泊費、労働者送迎費) ・現場管理費(募集・解散費、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)	
3	他県企業等の社員を一時的に元請企業の社員とした後に監理技術者等として配置した場合、宿泊費等の経費は実績変更の対象となるか？	対象となりません。 元請企業、下請企業にかかわらず、下記に該当する者は「労働者」とならないため、実績変更対象費の対象となりません。 ・現場代理人 ・主任技術者又は監理技術者 ・「技術関係者」(施工計画書の中の現場組織表に記載されている技術関係者) ・夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員等	
4	被災地以外からの労働者確保が目的であるが、対象労働者のうち近隣在住者も実績変更の対象となるか？	今回の運用基準は、積算基準により率計上で積算した金額(共通仮設費率、現場管理費率により算出)では実施が困難な場合に支出実績を踏まえて、実績変更するものです。 よって「労働者」は近隣在住者も含め、すべての者が対象となります。	
5	労働者が対象工事に従事していたかの確認はどのようにするのか？	受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等、対象工事に従事していることがわかる資料)により確認します。 証明書類で対象工事に従事したことが確認できない場合は実績変更の対象となりません。	
6	受注者が被災地以外に拠点を置く企業であった場合でも実績変更の対象となるか？	対象となります。	
7	交通誘導員は本運用の対象となるか？	対象となります。 「宿泊費」、「送迎費」が伴う場合は、共通仮設費の営繕費に計上することになります。	
8	労働者送迎費等の確認方法について、送迎の日時、経路等を領収書に記載したもので確認するのか？ また、リース車両とした場合、送迎用に使用した証明はどのようにするのか？	日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報(集計表)や領収書等で確認します。 また、リース車両についても領収書で確認します。	
9	募集解散費の帰省旅費について、旅行先の分かる領収書により確認することによいか？ また、解散し次の現場に行く旅費も対象となるか？	帰省旅費については、旅行先(発着地)の分かる領収書にて確認します。 解散後の旅費については、受注者が手当てもしくは旅費として支払っているのであれば、対象となります。	
10	労働者の宿舍をリースした場合に、リース料も対象となるか？ また、その場合の現場までの運搬費についても対象となるか？	労働者宿舍に係る費用(設置、撤去、運搬)は“営繕費の建物費”に計上されるため、本運用の適用外となります。	

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 Q & A

項番	質問事項	回答	備考
11	宿泊にかかる手当について、対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、どの工事に計上すべきか？	基本的に宿泊に係る手当を支払った会社の工事に計上することになります。 また、同一の受注者で工事が複数ある場合については、当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証明できる資料(全領収書、工事別、労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等)により確認することになります。	
12	毎週末、自宅に帰省する労働者に対し、元請が実費用(公共交通機関利用の場合は領収書・自家用車による場合は燃料代等)に応じて支給した手当は対象となるか？	労働者の居住地から会社又は現場までの交通機関等の実費用について、実際に支払った費用が確認できれば対象になります。	
13	会社から現場までマイクロバスで現場に行く際に、マイクロバスに同乗している労働者に対して通勤手当を支払っている。 この場合、実績変更の対象となるか？	労働者送迎費のみ対象となります。(別途支給している通勤手当は、二重払いとなることから対象外となります。)	
14	アパート等借上げる時の敷金について、工事完了等に伴い、借家を引上げる際に敷金が返金となった場合、最終的に家主に支払った金額のみが対象となるか？	借上げ費は、最終的に支払った金額を対象とします。	
15	マイクロバス等で現場に送迎輸送している車両を使って労働者が帰省する場合、実績変更対象費の募集解散費(帰省旅費)として対象となるか？	実費に要する費用(車両損料、燃料費)として、運転日報を確認のうえ、募集解散費を計上することができます。	
16	実績変更対象費の営繕費借上費の中には、現場事務所のリース代又は地代は含まれているか？	現場事務所の設置撤去、維持修繕に係る費用は”営繕費の建物費”に計上されるため、本運用の適用外となります。 現場事務所の敷地の借上に要した地代は”営繕費の借上費”に含まれます。	
17	賃貸住宅契約時等に要する仲介手数料、家財保険料、町内会費など、居住するうえで必要とする費用は、支払い事実が確認できる領収証があれば全て対象となるか？	労働者が宿泊する賃貸住宅を契約するために必要な経費は対象となります。 ただし、保険料など中途解約等で返金が伴う場合は確認方法について留意してください。	
18	労働者送迎のための車両をリースした場合その車両の駐車場代は実績変更の対象となるか？	労働者送迎のための必要経費とみなすことが可能です。	
19	受注者がアパート等を借り上げて、一般的な居住に要する備品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具、ガスコンロ、寝具等)をリースした場合、その金額は実績変更の対象となるか？	労働者が生活するために、一般的に必要な備品であれば、実績変更の対象になります。 ただし、過度な備品や遊興目的品等は対象外となります。	借上費に計上してください。
20	受注者が借り上げたアパートにて発生する光熱水費(電気、ガス、水道、灯油等)は実績変更の対象となるか？	労働者が生活するにあたり発生するものであるため、実績変更の対象となります。 ただし、労働者以外が生活し、発生した光熱水費は対象外となります。	宿泊費に計上してください。
21	会社で長期間にわたり宿泊施設を労働者宿舍として借り上げた場合、借上費は実績変更の対象となるか？	該当する工事で使用した期間の借上費を実績で計上することができます。 ただし、当該工事に従事した労働者が工事期間に居住していた証明書類が必要になります。	

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 Q & A

項番	質問事項	回答	備考
22	労働者送迎費の車両燃料費は、契約スタンドに給油車両全ての1ヶ月分を纏めて支払うことが多く、給油時の領収書はありません。スタンドからの請求内訳書により、対象金額を算出したものを添付する方法で良いか？ また、燃料費だけではなく、法定点検料、整備料、冬季用タイヤの購入費等は対象となるか？	車両燃料費については、請求内訳書により対象となる車両番号を確認します。 法定点検料、整備料、冬季用タイヤ購入費等については、使用する車両が労働者送迎のみに使用するのであれば計上することは可能です。	
23	労働者送迎費の車両損料について、1台当り15人を超える車両の損料はどうか？	損料算出計算書等を提出し、受発注者の協議により決定します。	
24	食事費及び食事補助費について、所定労働時間を超える作業をする場合に適用されるとありますが、会社規定の休日出勤(土曜日、日曜日、祝祭日等)作業は対象となるか？	食事及び食事補助費については、現場条件等の理由により、受発注者の協議において、通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えて作業を計画することとなった場合に適用するものであり、土木工事積算基準上の割増賃金を適用した場合に対象となります。	
25	通常諸々の支払いは税込で行われ、領収書も税込で発行されます。 税額が記載された領収書は税抜き額が算定できるので、それで良いか？ また、税額が記載されない領収書の場合、税抜き額を算出し、領収書にその旨を書き加えるか、税抜き額が記載された請求書を添付することで良いか？	領収書に税抜き額を書き加えるか、税抜き額の算出計算書を添付して下さい。	
26	宿泊費は、通常一定期間に宿泊した全員分の請求を受け、纏めて支払うものであり、宿泊労働者個々に領収書を発行してもらうものではありません。 宿泊先から提出される請求内訳書により、対象金額を算出したものを添付する方法で良いか？	宿泊者別に宿泊料、食事代等が確認できる内訳書を提出し、対象額を確認します。	
27	受注者より実績変更の請求があった場合について、受注者からの請求が共通仮設費(宿泊費)のみであっても対象として良いか？	「共通仮設費」及び「現場管理費」の片方のみを請求しても対象となります。	
28	下請業者が建設した仮設宿舍(組立式プレハブ)を長期にわたり借上げしている場合、借上費として計上して良いか？	労働者宿舍に係る費用は、“ 営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の借上げ費は本運用の対象外となります。	
29	下請業者が建設した仮設宿舍に一般的な備品をそろえ、食事も提供する形式の場合、下請業者の請求書と領収書により宿泊費として計上して良いか？	労働者宿舍にかかる費用は、“ 営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の宿泊費は本運用の対象外となります。	
30	労働者送迎費について、購入車の場合対象となるか？ また、車税や保険料は対象となるか？	労働者を送迎した費用は対象となりますが、購入車の購入費は対象となりません。 車税や保険料も対象となりません。	
31	賃金以外の食事として補助対象となる範囲を教えてください。	運用基準7(2)2)アにより、適用となるのは下記の場合です。 ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業であると明記されている工事 ・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合	
32	募集に要する費用は、ハローワークや新聞に掲載する広告等も含まれるか？	対象となります。 証明書類として下記を提出して下さい。 ①領収書のコピー ②広告内容の分かる資料(新聞の写し等)	
33	募集に要する費用について「面接者の交通費」及び「募集者が出向く場合の交通費」は対象となるか？ また、募集・解散費の上限はあるか？	「面接者の交通費」及び「募集者が出向く場合の交通費」は対象となりません。 また、募集・解散費の請求額の上限はありません。	

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 Q & A

項番	質問事項	回答	備考
34	下請けの場合、領収書のあて先は、下請業者(下請労働者)と思われる。 実績による宿泊費を増額した契約変更を締結し、元請業者に支払うこととなるが、宿泊費相当額が下請業者に支払われたことの確認は、どのように行うのか？	下請業者が立替払いした場合、元請業者が下請業者に対し支払ったことが確認できる書類(受領書、領収書等)及び下請業者が支払った領収書等により確認します。	
35	実績変更分にも請負率をかけるのか？	請負率をかけます。	
36	2次下請、3次下請の業者が宿泊した場合には対象となるか？ 対象となる場合の確認方法いかに。	対象になります。 一次下請と同様の確認方法となります。	
37	会社に労働者3名が参集し、会社の車両で宿舎に移動後、同車両で宿舎と現場の移動を行う場合、 ①会社～宿舎(帰省/週1回程度) ②宿舎～現場(毎日) の往復の燃料費は対象となるか？	①会社～宿舎分は募集及び解散費の対象となります。 ②宿舎～現場分は労働者送迎費の対象となります。 どちらの場合も、日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報等により要した費用が確認できる資料を提出して下さい。	
38	関連会社所有の現地一戸建てを借上げて下請業者に使用させたい。 本件の実績変更対象については「労働者に係る費用」で肉体的・技能的労働者であるが、下請には監督(又は親方など)も含まれると想定され、このような一戸建て借上げの費用は全額対象となるか？ また、家賃は実質元請が負担するが、この場合の領収書は関連会社から元請宛で良いか？	「社員等従業員(施工計画書の現場組織表に記載される技術関係者)」が利用する場合は対象外となります。 また、「借上費」については、元請業者が賃貸物件(一戸建住宅等)を賃貸した費用等を負担し、「労働者」が利用する場合は対象です。 対象費は、元請業者が費用負担した証明書類により実績変更することとなります。	
39	労働者に旅費や宿泊費以外に、出張手当を支給している場合、実績変更となるか？	労働者の出張については、労働者確保の目的外であるため対象外となります。 ただし、募集等で労働者確保に資するもので必要なものは対象となります。	
40	労働者の「赴任手当て」、「帰省旅費」において「労働者の所在が分かる資料を添付すること(免許証、社員証の写し)」とありますが、技能講習終了証の写しでよいのか？	技能講習終了証の写しでも構いません。	
41	労働者の赴任手当て、帰省旅費や通勤費に要する費用に証明書類としてガソリン代等の領収書を添付する際に、金額は税抜とありますが、軽油税の取り扱いはどうするのか(軽油税は消費税がかからない)？	支払った軽油代(消費税、軽油引取税込)を当初契約時点の消費税率で割戻した金額を税抜の請求金額としてください(小数点以下切捨て)。	
42	下請業者が自社の作業員宿舎を設置し、1泊当たりの宿泊費を設定しています。 下請業者から宿泊費が請求されますが、実績変更の対象となるか？	実績変更の対象となる間接費は、労働者が、旅館、ホテル等、旅館業を営む者の宿泊施設に宿泊した場合に要した費用としており、元請業者あるいは下請業者が設置した作業員宿舎の費用については実績変更の対象外となります。	
43	下請ではない会社が宿泊施設を運営管理している場合、この施設に宿泊した場合に要した費用は、実績変更の間接費として認められるか？	旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた宿泊施設であれば、実績変更の間接費の対象になります。	
44	「現場事務所建設」、「元請技術者用宿舎建設」、「労働者宿舎建設」に係わる労働者の宿泊費を設計変更の対象として良いか？	間接費(現場事務所建設、元請技術者用宿舎建設及び労働者宿舎建設)に係る工事に伴い労働者の宿泊費については、間接費の実績変更の対象とはなりません。 労働者宿舎建設に係る労働者の宿泊費については、労働者宿舎を建設する業者の見積りの中に含まれています。	

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 Q & A

項番	質問事項	回答	備考
45	労働者確保に要する間接費の実績変更について、休日(土日祝)の宿泊費は対象となるか？	土曜日、日曜日又は祝祭日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対して、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合は対象となります。 受注者から提出される妥当性を証明する資料(労働者の所在地が分かる資料、作業日報、出勤簿等)により確認して個別に判断します。 ※対象となる例 ・1週間に1日又は2日の休日を、帰省せずに宿泊 ・祝祭日の勤務のための前夜(休日の日曜日)からの宿泊 ・夜間勤務による翌朝(休日の土曜日)までの宿泊	
46	遠隔地から労働者を通勤させている場合で、会社から通勤手当として「時給に1.20倍等割増をかけて、通勤に要した時間分の金額」を支給している。 この場合に、労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準の「通勤等に要する費用」として計上して良いか？	運用基準においては「通勤等に要する費用」については、「交通機関等の実費費用に応じて支給される手当」「旅費の支弁に当たる手当」とされており、ご質問の内容は一般的には残業手当と理解されることから、本運用基準において実績計上することはできません。 なお運転者分の賃金と車両損料、車両燃料費は本運用基準における労働者送迎費にて計上できるものと考えます。	
47	現場代理人、主任技術者(補助も含む)は対象とならないが、社員等従業員の「実績変更対象費」に相当する経費はどこで見ているのか？	当該現場に従事する社員等従業員に対する「実績変更対象費」に相当する経費は、「現場管理費」に計上されています。	
48	民家等の借り上げ費用の上限の目安はあるか？	民家借り上げ費について、上限があるわけではありませんが、地理的な条件や相場等総合的に判断した際に、過度と見なされないよう留意して下さい。 よって、宿泊所として複数を検討した結果、最終的に当該民家が妥当と判断し決定した資料等を提出して下さい。	
49	自家車両の場合は運行時間分の損料負担となるが、リースの場合は1ヶ月分の賃料負担となるのか？ もしくは、リース料を運行時間分のみ賃料負担とするのか？	通勤車両としてリースした場合(現場管理費の通勤等に要する費用)は、当該工事の通勤車両として借り上げたものであること、及び使用形態を確認(当該工事の実行に係ること以外には使用していない等)し、1ヶ月単位など受注者のリース契約に応じた金額を計上することとして下さい。 なお、その車両が他現場と掛け持ちをしている場合等は、日割りに計算し当該工事分を対象費とします。 また、休日等にもその車両を利用している場合は、燃料費の精算も含め会社でどのように取り扱っているかを確認する必要がありますので、事前に監督職員と協議して下さい。	
50	有料の自動車専用道を使用する基準(距離や時間等の目安)はあるか？	有料道路の使用についての基準はありません。 宿泊所から工事現場までの路程の中で有料道路を使うことが一般的であれば対象となります。 ただし、1区間だけの利用や、時短具合などにより車両損料や燃料等を加味しても、一般道利用の方が安価であったり、時間的な影響が微量な場合は、事前に監督職員と協議して下さい。	

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 Q & A

項番	質問事項	回答	備考
51	宿泊者や赴任手当の支給者が当該工事に従事している労働者かどうか、名簿や通勤に使用する車両の稼働日誌が必要か？	全般を通じ、提出して頂いた支払い項目が実績変更対象費に該当するか、また、他の間接費と二重計上とならないか、を確認する必要があるため、その証明に際しては、原則として支出目的が明確であること、労働者や車両ごとの領収書(若しくはその労働者や車両に支払われたことが明確)であること、及びその労働者等が対象工事に従事、使用していることが確認出来る事が必須です。 証明方法(書類)については任意ですが、上述が明らかと認められない限り実績変更対象費として計上することは困難と言わざるを得ません。 更に、対象工事ごとに作成、提出が必須となります。	
52	宿泊費(様式6)の記載について	運用基準7-(1)-2)のとおり、宿泊のみにかかる労働者ごとの領収書(税抜き額が確認できるもの)が必要なため労働者ごとに領収書を発行してもらうことが原則です。 一括の領収書しかないなどの場合は、Q&A「26」の回答を参照頂くこととなりますが、具体にはQ&A「5」のとおり労働者別の金額計算書等を受注者社印をもって作成(様式例「様式6の確認資料」参照)のうえ、その労働者が対象工事に従事していることが解る賃金台帳、出勤簿等により証明して下さい。	
53	三者会議の出席について	出席する者が運用基準2の社員等従業員にあたる場合は対象となりません。 また、運用基準2にある、特定の業務に従事させるために雇用した技能を有するものを”代理”として三者会議に参加させた場合は対象にはなりません。 なお、受注者の都合により労働者(班長など)を”同席”させる場合は対象となります。	
54	現場間を移動(A現場～B現場など)した交通費は通勤費として計上してよいか？	通勤費は宿泊地～現場～宿泊地を対象とするものであり、複数の現場間の移動費をまとめて一工事の通勤費として計上することは出来ません。 宿泊地～A現場をA工事、A現場～B現場～宿泊地をB工事とするなど対象工事ごとに区分し証明して下さい。 なお、領収書等が同一となっている場合は、内訳書を作成のうえそれぞれの対象工事に同一の資料(コピーで可)を提出して下さい。	
55	通勤や送迎に使用する車両ごとの内訳書がないと、給油の領収書やETCの領収書だけでは当該工事のために使用したのか確認できない。	運用基準7-(2)-3)ーウにより算出することになります。 通勤費は宿泊地～現場～宿泊地を対象とするものであり、各々の宿泊地から現場までの距離を算出し、平均燃費を資料に基づき作成のうえ燃料消費量として計上して下さい。 このため、各々の宿泊地～現場までの距離など路程別区間距離等のわかる資料及び平均燃費がわかる資料を作成して下さい。(複数の現場間の移動費は距離案分などにより対象工事ごとに集計して下さい)	
56			